

一本松土地区画整理事業



区画整理通信

令和4年5月 第40号

発行：鶴ヶ島市区画整理課

皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、本地区の事業の推進にあたりましては、皆様の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

今回の区画整理通信では、土地区画整理審議会の開催状況、令和3年度の進捗状況、令和4年度の予算、令和4年度の工事予定箇所及び土地区画整理審議会委員の選挙についてお知らせします。

一本松土地区画整理審議会を開催

令和4年3月24日に、第48回一本松土地区画整理審議会を開催しました。

今回の審議会は、仮換地の指定及び保留地の決定について諮問を行いました。

また、事務局より一本松土地区画整理事業の地番整理について説明し、委員の皆様から御意見をいただきました。



令和3年度の進捗状況

令和3年度の一本松土地区画整理事業の進捗状況は下表のとおりです。

区分(事業計画)	令和3年度	進捗率
建物移転(246戸)	0戸	100.0%
道路築造(6,340m)	396m	100.0%
下水道汚水整備(6,269m)	15m	100.0%
下水道雨水整備(2,199m)	33m	100.0%
仮換地指定(104,836㎡)	2,765㎡	96.0%

令和4年度の主な事業と予算について

令和4年度の一本松土地区画整理事業特別会計予算は、総額1億2,560万3千円で、この内訳及び主な内容は次のとおりです。

【歳入予算】

(単位：千円)

保留地処分金	19,635	保留地処分金
繰入金	95,968	一般会計繰入金
繰越金	10,000	前年度繰越金
合計	125,603	

【歳出予算】

(単位：千円)

審議会等運営費	262	土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬・費用弁償
事業費	69,564	換地計画書作成準備業務等
出来形確認測量費	38,918	出来形確認測量業務
公債費	16,359	市債償還金及び利子
予備費	500	予備費
合計	125,603	

令和4年度工事予定箇所



※工事名・箇所については、予定でするので変更する場合があります。

また、工事期間中は、何かと御不便、御迷惑をお掛けしますが、御理解のほどをお願いします。

なお、工事や換地に伴う測量作業のため、民地へ立ち入ることがございますが、併せて御理解御協力をお願いします。

一本松土地区画整理審議会委員の選挙について

審議会委員（定数10人）の任期が、11月29日をもって満了となることから、委員改選の手続きを8月下旬から11月下旬にかけて実施する予定です。

◎選挙の日程について

選挙人名簿の縦覧、立候補の届出期間、投票日、開票日等の日程は、後日改めて通知します。

◎土地区画整理審議会の役割

土地区画整理審議会は、関係権利者の意見が反映され、適正かつ公平に事業が実施されるようにするため、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項などについて審議する機関です。

◎土地区画整理審議会の構成

審議会委員は、土地所有者及び借地権者から選挙により8名を選出し、市長が学識経験を有する2名を選任し、計10名の委員となります。

審議会委員の任期は、本事業施行規程により5年と定めており、任期満了時には再度選挙により選出することとなります。

埋設された境界杭を動かさないでください

境界杭（コンクリート杭）は、土地の境界を示すために埋設されたものです。ブロック塀などを設置する場合や造設物を移動させる場合は、必ず境界杭が見えるように設置してください。

また、建築行為によって境界杭が動いてしまうことが見受けられます。境界杭がずれたことが分かった場合には、区画整理課まで御連絡をお願いします。

公共下水道の供用にあわせ速やかに切り替えを

本事業において、下水道工事を実施し、下水道の管理者である坂戸、鶴ヶ島下水道組合に引き継いだ地区内の一部の地域において、公共下水道（本下水道）の供用を開始しました。この区域内にお住まいの方は、合併浄化槽又は単独浄化槽からの切り替えを速やかに行ってください。今後も、下水道工事を積極的に推進し、早期整備に努めてまいります。

なお、切り替えにあたり、宅地内の排水設備工事を行う場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の制度により定められた指定工事店へ直接お申込みください。

詳しくは、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（電話283-2051）までお問い合わせください。

建物の新築、改築等には、土地区画整理法の許可が必要です。

本事業の施行上において障害となる恐れがある土地の形質の変更や建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移動の容易でない物件の設置又は堆積には、土地区画整理法第76条の許可が必要となります。

今後、事業地区内において、これらの行為をお考えの方は、事前に区画整理課まで御相談ください。

なお、相談の際には、土地所有者の同席又は委任状が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

土地・建物の名義変更をするときは、御連絡ください。

本事業を進める上で、仮換地指定通知、換地処分通知など、権利者の皆様に大切な御通知をいたしますことから、本地区内の土地や建物を売買、相続（物納）、贈与等による名義変更（所有権移転）及び住所移転をされる際は、区画整理課まで御連絡をお願いします。

今年度も御理解、御協力よろしくお願いたします。



◎お問合せ先

鶴ヶ島市 都市整備部 区画整理課

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話 049-271-1111

F A X 049-271-1190

Eメール 10600060@city.tsurugashima.lg.jp